

「一般市道山科小山経28号線除草作業」仕様書

(担当:川端、山口 TEL075-591-0013)

1 件名

一般市道山科小山経28号線除草作業

2 目的及び概要

本市が管理する一般市道山科小山経28号線及び背後地の除草作業を実施するもの

3 期間

令和8年10月23日まで

4 場所

京都市山科区小山大石山他地内

5 範囲

【別紙1】位置図及び【別紙2】記載の範囲

6 見積項目

- ・除草作業(処分含まない)
- ・交通誘導員(1日あたり2名配置)
- ・積込・運搬

※刈草、ゴミ等の処分含まない。東部土木みどり事務所で処分する。

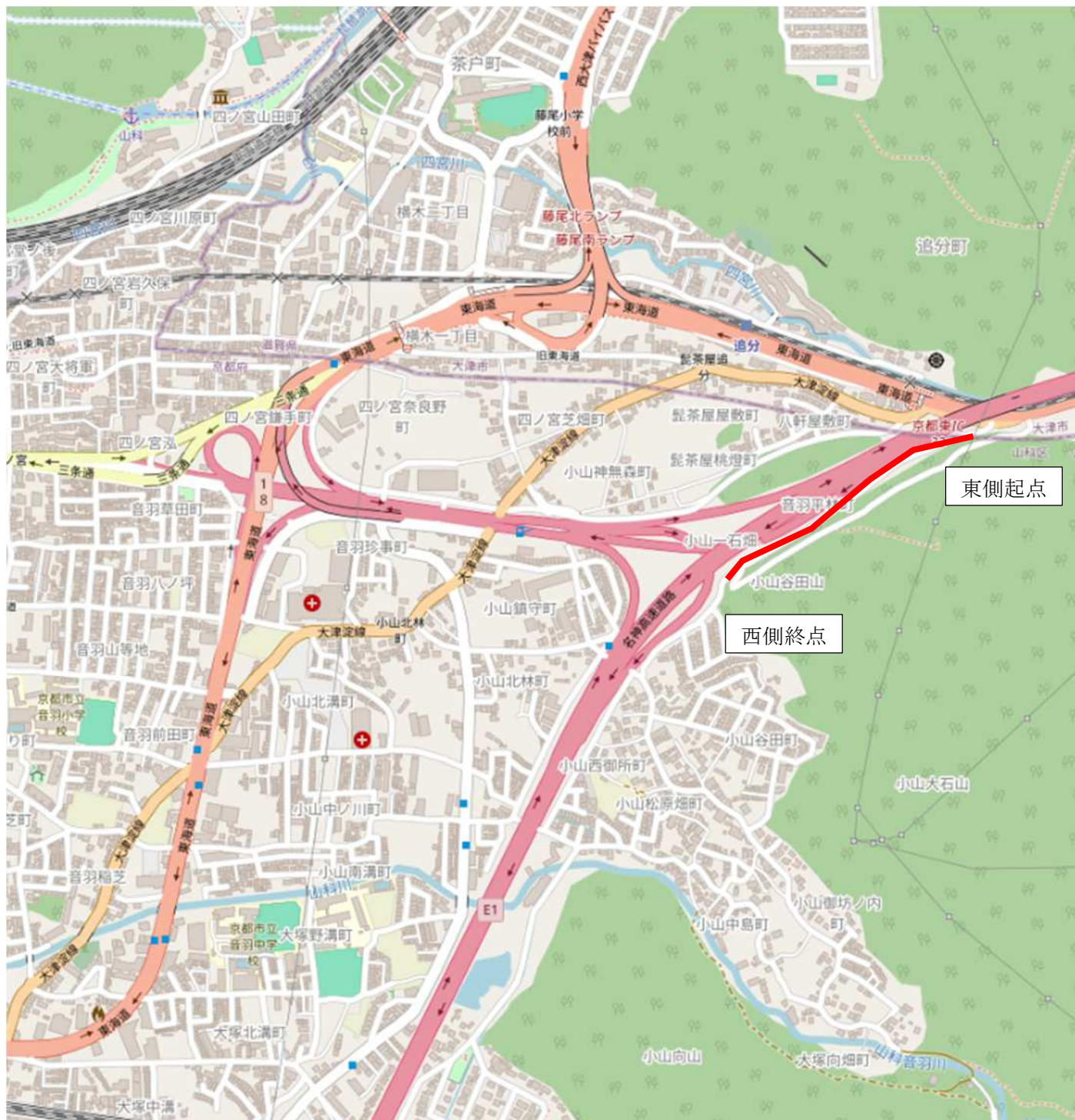
7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 作業で生じた刈草、ゴミ等は東部土木みどり事務所まで運搬すること。
- 幅員狭小につき、作業時は交通誘導員2名を配置し、片側交互通行による作業とする。適切な交通誘導を行い、安全管理を図ること。
- カルマーなどの刈草機使用は認めるが、通行車両等への飛散防止を徹底すること。
- 本作業に必要な機材等の全ての費用は、本業務に含む。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用許可に係る手続きは不要。

山科区小山大石山





除草及び支障枝剪定
フェンスに絡みついたツル・ツタも除去。
フェンス及び土留めから道路に出る支障枝剪定。(3.5m以下)





除草及び支障枝剪定
フェンスに絡みついたツル・ツタも除去。
フェンス及び土留めから道路に出る支障枝剪定。(3.5m以下)

